

## 最良執行方針

新文書	旧文書	備考
(略)	(略)	
<b>2. 最良の取引の条件で執行するための方法</b>	<b>2. 最良の取引の条件で執行するための方法</b>	
(略)	(略)	
<b>【用語の定義】</b>	<b>【用語の定義】</b>	
(略)	(略)	
• PTS (Proprietary Trading System)  金融商品取引所市場を介さず株式や債券を売買することのできる証券会社が開設している電子的な私設取引システムであり、当社ではジャパンネクスト証券（以下「ジャパンネクスト社」と言います）が運営する市場に取次ぎます。	• PTS (Proprietary Trading System)  金融商品取引所市場を介さず株式や債券を売買することのできる証券会社が開設している電子的な私設取引システムであり、当社では <u>Cboe ジャパン株式会社（以下「Cboe ジャパン社」と言います）</u> 及び <u>ジャパンネクスト証券（以下「ジャパンネクスト社」と言います）</u> が運営する市場に取次ぎます。	下線部分を削除
(略)	(略)	
(2) SOR 対象銘柄、比較対象市場等  SOR を利用可能な銘柄は、2. (1) の通りです。  SORにおいて価格を比較する取次ぎ先市場等は以下の通りです。	(2) SOR 対象銘柄、比較対象市場等  SOR を利用可能な銘柄は、2. (1) の通りです。  SORにおいて価格を比較する取次ぎ先市場等は以下の通りです。	下線部分を削除
• モルガン・スタンレー社が運営する MS プール • ジャパンネクスト社の J-Market 市場（ジャパンネクスト PTS） • 東京証券取引所（立会内取引）	• モルガン・スタンレー社が運営する MS プール • <u>Cboe ジャパン社の Cboe Alpha 市場（Cboe PTS）</u> • ジャパンネクスト社の J-Market 市場（ジャパンネクスト PTS） • 東京証券取引所（立会内取引）	

新文書	旧文書	備考
<p>(3) SOR 対象市場等の選択の方法及び順序</p> <p>即時約定可能な注文について、お客様毎の設定やご指示に基づき、MS SOR では、SOR 対象市場等となる取引所金融商品市場等のうち気配情報を発信する市場等（東証及びジャパンネクスト PTS）の同一時点における気配情報を包括的に取得する様に設計されています。東証の最良気配値と同一又はより優位な価格の MS プールの気配を確認し、東証が定める制限値幅内において、その時点における東証の最良買い気配及び最良売り気配と同一又はより有利な価格の範囲内で、IOC 注文を複数の取引所金融商品市場等に発注します。MS SOR は価格を主な要因として、どの取引所金融商品市場等に発注するかを決定します。なお、最良気配が複数の取引所金融商品市場に存在する場合、原則として、MS プール、東証、ジャパンネクスト PTS の優先順位で発注しますが、流動性、呼び値、手数料等の市場環境の変化等で変わる可能性があります。</p> <p>※信用取引の SOR 注文は、MS プールへの取次は行われません (略)</p> <p>3. 当該方法を選択する理由 (略)</p>	<p>(3) SOR 対象市場等の選択の方法及び順序</p> <p>即時約定可能な注文について、お客様毎の設定やご指示に基づき、MS SOR では、SOR 対象市場等となる取引所金融商品市場等のうち気配情報を発信する市場等（東証、<u>Cboe PTS</u> 及びジャパンネクスト PTS）の同一時点における気配情報を包括的に取得する様に設計されています。東証の最良気配値と同一又はより優位な価格の MS プールの気配を確認し、東証が定める制限値幅内において、その時点における東証の最良買い気配及び最良売り気配と同一又はより有利な価格の範囲内で、IOC 注文を複数の取引所金融商品市場等に発注します。MS SOR は価格を主な要因として、どの取引所金融商品市場等に発注するかを決定します。なお、最良気配が複数の取引所金融商品市場に存在する場合、原則として、MS プール、東証、<u>Cboe PTS</u>、ジャパンネクスト PTS の優先順位で発注しますが、流動性、呼び値、手数料等の市場環境の変化等で変わる可能性があります。</p> <p>※信用取引の SOR 注文は、MS プールへの取次は行われません (略)</p> <p>3. 当該方法を選択する理由 (略)</p>	下線部分を削除

新文書	旧文書	備考
<p>(2) SOR 対象市場等の優先順位付けの理由</p> <p>モルガン・スタンレー社が提供するダークプールである MS プールは、アンチ・ゲーミング対策（注：ダークプールにおいて小口注文等を発注し、大口注文の動向をいち早く探った上で、機動的に収益機会を探る投資行動に対する抑制策、例えば、受付する注文形態を制限したり、IOC 注文を MS プールの参加者から受付けない、また Indications of Interest（取引意図の表示）を発信しない等の対策を意味します）が採られていることから、MS プールへ注文の回送を優先することは、以下の「SOR 対象市場等の選択の方法及び優先順位の選択理由」に記載の理由から、お客様にとって優位な注文執行の実現に資するものと考えています。また、MS プールで対当しない注文に関しては、東証の最良気配値と同一又はより優位な価格での気配が存在することを考慮すると、東証が定める制限値幅において、MS SOR が、東証に加えてジャパンネクスト PTS にアクセスし複数の取引所金融商品市場の気配を比較することは合理的であると考えられます。なお、当社はジャパンネクスト PTS と戦略的な資本関係を有しておりません。</p> <p>（略）</p> <p><u>（2025年9月）</u></p>	<p>(2) SOR 対象市場等の優先順位付けの理由</p> <p>モルガン・スタンレー社が提供するダークプールである MS プールは、アンチ・ゲーミング対策（注：ダークプールにおいて小口注文等を発注し、大口注文の動向をいち早く探った上で、機動的に収益機会を探る投資行動に対する抑制策、例えば、受付する注文形態を制限したり、IOC 注文を MS プールの参加者から受付けない、また Indications of Interest（取引意図の表示）を発信しない等の対策を意味します）が採られていることから、MS プールへ注文の回送を優先することは、以下の「SOR 対象市場等の選択の方法及び優先順位の選択理由」に記載の理由から、お客様にとって優位な注文執行の実現に資するものと考えています。また、MS プールで対当しない注文に関しては、東証の最良気配値と同一又はより優位な価格での気配が存在することを考慮すると、東証が定める制限値幅において、MS SOR が、東証に加えて <u>Cboe PTS</u>、ジャパンネクスト PTS にアクセスし複数の取引所金融商品市場の気配を比較することは合理的であると考えられます。なお、当社は <u>Cboe PTS</u> 並びにジャパンネクスト PTS と戦略的な資本関係を有しておりません。</p> <p>（略）</p> <p>（2025年3月）</p>	<p>下線部分を削除</p> <p>改訂日の修正</p>

SOR 取引・MS プール取引及び PTS 取引約款

新文書	旧文書	備考
(略)	(略)	
<b>第3条 (用語の意義)</b>	<b>第3条 (用語の意義)</b>	
(略)	(略)	
③ PTS 認可業者	③ PTS 認可業者	
私設取引システムの運営業者であるジャパンネクスト証券株式会社を PTS 認可業者と記載します	私設取引システムの運営業者である <u>Cboe ジャパン株式会社</u> 及び ジャパ ンネクスト証券株式会社を <u>総称して</u> 、PTS 認可業者と記載します	下線部分を削除
(略)	(略)	
以上	以上	
(2019年 8月)	(2019年 8月)	
(2019年12月)	(2019年12月)	
(2020年 4月)	(2020年 4月)	
(2022年 3月)	(2022年 3月)	
(2023年11月)	(2023年11月)	
(2025年 2月)	(2025年 2月)	
(2025年 3月)	(2025年 3月)	
<u>(2025年 9月)</u>		

## SOR 取引・MS プール取引及び PTS 取引説明書

新文書	旧文書	備考
<p>(略)</p> <p><b>1. SOR の概要</b></p> <p>(略)</p> <p>(2) 当社が提供するモルガン・スタンレー社の SOR システムは、お客様が発注時に SOR を選択した注文を最良執行方針(第 2 条第 3 項)に定める方法で、次の市場等において一括もしくは分割して注文を発注します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>モルガン・スタンレー社が運営するダークプール（以下「MS プール」といいます。）を経由して接続する立会外取引システム (ToSTNeT)</li> <li>ジャパンネクスト証券株式会社（以下「ジャパンネクスト社」といいます。）が運営する私設取引システム</li> <li>株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の立会市場</li> </ul> <p>(略)</p> <p>(6) 私設取引システムは一般的に PTS (Proprietary Trading System) といわれ、金融商品取引所市場を介さず株式や債券を売買することのできる証券会社が開設している電子的な私設取引システムのことをいいます。ジャパンネクスト社が運営する PTS における取引は、金融庁の認可を受け、日本証券業協会の定める「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」等に従って行われる取引所金融商品市場外取引です。 (以下<u>当社から SOR 経由で取引可能な PTS を運営する業者</u>を総称して「PTS 認可業者」といいます。) お客様が当社の SOR を通じて取引いただけるのはジャパンネクスト社の「J-Market 市場」（以下「ジャパンネクスト PTS」といいます。）です。</p> <p>(以下<u>当社から SOR 経由で取引可能な PTS</u>を総称して、「PTS 市場」と</p>	<p>(略)</p> <p><b>1. SOR の概要</b></p> <p>(略)</p> <p>(2) 当社が提供するモルガン・スタンレー社の SOR システムは、お客様が発注時に SOR を選択した注文を最良執行方針(第 2 条第 3 項)に定める方法で、次の市場等において一括もしくは分割して注文を発注します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>モルガン・スタンレー社が運営するダークプール（以下「MS プール」といいます。）を経由して接続する立会外取引システム (ToSTNeT)</li> <li><u>Cboe ジャパン株式会社（以下「Cboe ジャパン社」といいます。）及び</u>ジャパンネクスト証券株式会社（以下「ジャパンネクスト社」といいます。）が運営する私設取引システム</li> <li>株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の立会市場</li> </ul> <p>(略)</p> <p>(6) 私設取引システムは一般的に PTS (Proprietary Trading System) といわれ、金融商品取引所市場を介さず株式や債券を売買することのできる証券会社が開設している電子的な私設取引システムのことをいいます。<u>Cboe ジャパン社及び</u>ジャパンネクスト社が運営する PTS における取引は、金融庁の認可を受け、日本証券業協会の定める「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」等に従って行われる取引所金融商品市場外取引です。 (以下<u>2社</u>を総称して「PTS 認可業者」といいます。) お客様が当社の SOR を通じて取引いただけるのは<u>Cboe ジャパン社の「Cboe Alpha 市場」（以下「Cboe PTS」といいます。）</u>とジャパンネクスト社の「J-Market 市場」（以下「ジャパンネクスト PTS」といいます。）です。 (以下<u>2社の PTS</u>を総</p>	<p>下線部分を削除</p> <p>Cboe ジャパンに関する記述を削除。併せて文章を調整。</p>

新文書	旧文書	備考
いいます。) PTS 市場の売買価格の決定方法は、金融商品取引法第 2 条第 8 項第 10 号亦及び金融商品取引法第 2 条に規定する定義に関する内閣府令第 17 条第 1 号に規定する顧客指値対当方式です。すなわち、お客様の提示した指値が、他の注文の指値と一致する場合に、その指値を用いて売買を成立させる方法です。	称して、「PTS 市場」といいます。) PTS 市場の売買価格の決定方法は、金融商品取引法第 2 条第 8 項第 10 号亦及び金融商品取引法第 2 条に規定する定義に関する内閣府令第 17 条第 1 号に規定する顧客指値対当方式です。すなわち、お客様の提示した指値が、他の注文の指値と一致する場合に、その指値を用いて売買を成立させる方法です。	
(略)	(略)	
(12) 価格情報の開示	(12) 価格情報の開示	
<ul style="list-style-type: none"> <li>PTS の価格情報は日本証券業協会の定めに従い、ジャパンネクスト社の気配情報及び約定情報は所定の時限内に日本証券業協会に報告され、日本証券業協会の運営するウェブ上で公表されます。</li> <li>SOR 取引の分割発注により約定したもののうち、東京証券取引所で約定したものは通常の東京証券取引所約定として、MS プールで成立したものは立会外取引システム (ToSTNeT) での約定として公表されます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>PTS の価格情報は日本証券業協会の定めに従い、<u>Cboe ジャパン社</u>及びジャパンネクスト社の気配情報及び約定情報は所定の時限内に日本証券業協会に報告され、日本証券業協会の運営するウェブ上で公表されます。</li> <li>SOR 取引の分割発注により約定したもののうち、東京証券取引所で約定したものは通常の東京証券取引所約定として、MS プールで成立したものは立会外取引システム (ToSTNeT) での約定として公表されます。</li> </ul>	下線部分を削除
(略)	(略)	
以上	以上	
(2019年 8月)	(2019年 8月)	改訂日の追記
(2019年 12月)	(2019年 12月)	
(2020年 4月)	(2020年 4月)	
(2020年 6月)	(2020年 6月)	
(2022年 3月)	(2022年 3月)	
(2023年 11月)	(2023年 11月)	
(2024年 12月)	(2024年 12月)	
(2025年 2月)	(2025年 2月)	
(2025年 3月)	(2025年 3月)	
(2025年 9月)		